

○三郷町家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付要綱

平成27年3月30日

告示第6号

三郷町ごみ減量施設設置費補助金交付要綱（平成9年3月三郷町告示第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）又は家庭用生ごみ処理容器（以下「処理容器」という。）を購入する者に対し、町長が予算の範囲内において交付する助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付対象者）

第2条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、居住している者。ただし、事業者を除く。
- (2) 処理機又は処理容器を常に良好な状態で維持管理できる者
- (3) 処理機又は処理容器により生ごみを減量し、一般家庭用ごみとして排出する者又は生ごみをたい肥化し、自己消費する者
- (4) 処理機又は処理容器を近隣の住民に迷惑をかけない場所に設置できる者

（助成金の交付対象となる処理機及び処理容器）

第3条 助成金の交付の対象となる処理機及び処理容器は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 処理機 電動式及び手動式でかくはん等を行うことにより、生ごみを乾燥させ又は微生物等により分解し、減量又はたい肥化することを目的とするもの
- (2) 処理容器 コンポスト容器、ボカシ容器等、微生物により生ごみを分解し又はたい肥化することを目的とするもの

（令4告示13・一部改正）

（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 処理機 処理機の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）に4分の3を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。
- (2) 処理容器 処理容器の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）1個につき4分の3を乗じて得た額とし、5,000円を限度とする。

2 助成金の額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 助成金の交付は、処理機については1世帯につき1基、処理容器については1会計年度で1世帯につき2個を限度とする。ただし、処理機については、助成金の交付を受けた者の属する世帯において、当該交付を受けた日から起算して5年を経過した日以後に処理機を新たに購入したときは、再度交付申請することができるものとする。

(令4告示13・一部改正)

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 処理機又は処理容器の購入に係る領収書(申請者の氏名、製造メーカー及び型番が記載されたもの)

(2) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査をした結果、助成金の不交付を決定したときは、家庭用生ごみ処理機等購入助成金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 申請者は、前条第1項の規定により、助成金の交付の決定を受けたときは、家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付請求書(第4号様式)により町長に助成金を請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求のあった日から30日以内に申請者に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還等)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載する等、助成金の交付に関して不正があったとき。

(2) 助成金の交付対象となった処理機又は処理容器を、譲渡し、貸与し、売却し又は担保に供したとき。

2 町長は、必要があるときは、処理機又は処理容器の使用状況について調査することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三郷町家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日以前に行われた申請については、なお従前の例による。

付 則 (平成28年3月23日告示第13号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式の規定は、この告示の施行の日以後に行う処分について適用し、同日以前に行った処分については、なお従前の例による。

付 則 (令和4年3月31日告示第13号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付申請書

年 月 日

三郷町長 様

申請者  
住所 三郷町  
氏名  
電話番号

三郷町家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

助成金交付申請額		円	
処理機 又は処 理容器 の詳細	種別	<input type="checkbox"/> 生ごみ処理機	<input type="checkbox"/> 生ごみ処理容器
	型番		
	個数	基（個）	
	種別	<input type="checkbox"/> 生ごみ処理機	<input type="checkbox"/> 生ごみ処理容器
	型番		
	個数	基（個）	
購入店名			
添付書類		(1) 処理機又は処理容器購入に係る領収書（申請者の氏名並びに製造メーカー及び型番が記載されたもの） (2) その他町長が必要と認めるもの	

第2号様式（第6条関係）

三郷町指令第 号  
年 月 日

申請者  
住所

氏名 様

三郷町長 印

家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、三郷町家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

助成金交付決定額	円
交付条件	1 常に良好な状態で維持管理すること。 2 近隣の住民に迷惑をかける場所に設置すること。

第3号様式（第6条関係）

三郷町指令第 号  
年 月 日

申請者  
住所

氏名 様

三郷町長 印

家庭用生ごみ処理機等購入助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付について、三郷町家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

記

(理由)

教示

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）提起することができます。（なお、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。（なお、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この取消しの訴えを提起することができなくなります。）

第4号様式（第7条関係）

家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付請求書

年 月 日

三郷町長 様

住所 三郷町  
氏名  
電話番号

三郷町家庭用生ごみ処理機等購入助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

指今年月日・番号	年 月 日・三郷町指令 第 号
請求金額	円

(振込先)

金融機関名	銀行 信用金庫 農協							本店 支店
預金種目 口座番号	普通・当座							
フリガナ								
名義人氏名								

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

（平28告示13・全改）

第4号様式（第7条関係）